

遺伝子組換え表示制度に関する検討会
第10回議事録

消費者庁食品表示企画課

第10回遺伝子組換え表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成30年3月14日（水）10:00～11:33

場 所：合同庁舎第4号館 408会議室

1. 開 会

2. 遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書（案）について

3. その他

4. 閉 会

○湯川座長 それでは、定刻となりましたので、第10回「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

委員の出席状況ですが、本日は江口委員から欠席の連絡をいただいております。

カメラの方については退席をお願いいたします。報道関係の方は傍聴席へお移りいただきますように、お願いします。

(カメラ退室)

○湯川座長 それでは、事務局から本日お配りしている資料の確認をお願いいたします。

○蓮見課長補佐 では、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料の一覧とあわせて御確認をお願いいたします。

まず、議事次第、座席表。

資料としまして、本日は「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書（案）」。

参考資料としまして、「適切に分別生産流通管理された原材料に任意で事実即した表示をする際の表示例」を御用意しております。

また、今村委員から「新しい『遺伝子組換えでない』表示制度について（意見）」という資料を御提出いただいております。

以上が本日の資料でございます。

お手元の資料に過不足や落丁等がございましたら、事務局にお申しつけください。

○湯川座長 皆さん、資料はよろしいでしょうか。

本日は、前回の検討会での議論を踏まえまして、報告書の素案を修正し、報告書案という形で資料を準備しております。検討会の開催要領では、平成29年度末をめどに取りまとめを行うとされておりますので、本日はこの報告書案をもとに、取りまとめを行いたいと考えております。

また、前回お約束しましたとおり、適切に分別生産流通管理された原材料に任意で事実即した表示を行う場合の想定例、これを幾つか前回よりふやしまして、参考資料として配付しております。

では、事務局から資料説明をお願いします。

○蓮見課長補佐 素案から、主に変わった点について説明をさせていただきます。

まず、表紙と目次を作成いたしました。

本文の1ページ目、「1.はじめに」ですけれども、最後の第4段落になりますが、文章を分割しまして、開催要領の内容に合うように修正をいたしました。

「2. 遺伝子組換え表示制度の基本的考え方」につきましては、こちら、1ページ目から2ページ目にかけてですが、(2)の第1段落と第2段落の文章の関係性が明らかになるように修正をいたしました。第1段落で、国内で流通している遺伝子組換え農産物は、厚生労働省の安全性審査を受けている旨が書かれておりますので、第2段落では、その組換え食品は安全性が確保されたものであるため、遺伝子組換え表示の目的というものは消費者の選択のためであるというようにつながりがはっきりとわかるように修正しております。

す。

(3) ですけども、制度の構築に当たっては、分析の実行性に配慮することが必要であること、これもわかるように修正をさせていただきます。

続きまして「3. 遺伝子組換え表示制度をめぐる情勢」でございます。まず(1)、第1段落の2つ目の文章になりますが、なお書きで、大豆、とうもろこしの用途に関する記述を追加しております。

あわせて、次のページに大豆及びとうもろこしの用途別の仕向け量の図表を加えております。

また、挿入しました図表の上になりますけれども、スタック品種の説明につきまして、食品安全委員会が整理している定義に合わせて修正をしております。

4 ページ目、(2) でございます。適切に分別流通管理を行っている場合であってもコンタミが生じる可能性があること、及び現行の任意表示制度についての説明を注釈で下のほうに挿入をしております。

これとあわせて、次のページですけども、分別生産流通管理の概要の図表を挿入しております。

6 ページ目、(3) 遺伝子組換え食品のDNA等に関する分析技術の向上のところ、素案では、注釈に書かれておりましたコーンフレークの検討状況につきまして、本文へ移動しております。

(4) ですけども、消費者への制度周知が十分でない背景事情として「遺伝子組換え不分別」表示のみならず、「遺伝子組換え」表示も市中で見られないことを追記しております。

7 ページ目以降「4. 今後の遺伝子組換え表示制度の方向性」に移ってまいります。

8 ページ目、諸外国の遺伝子組換えに関する義務表示制度をまとめた図表を挿入しております。

9 ページ目、(1) ①のイの整理の方向性についてです。こちらは論点1に関する部分になりますが、議論の経緯が報告書上にあらわれるように第1段落の書きぶりを修正しております。また、最後の部分ですけども、消費者庁が事業者の自主的取り組みに必要な支援を行うよう努めることを追記しております。こちらは同じガイドラインの記述がある次のページの対象となる原材料の部分にも同じ記述を追加しております。

(2) ①のイ、こちらは論点3の「不分別」表示の関係ですけども、整理の方向性、10ページから11ページにかけての記述の中でございますが、「不分別」にかわる表示の検討に当たっては、わかりやすく誤認を招かないような表示を検討するように明記をいたしております。

また、「不分別」の意味に関する説明文をつけ加える取り組みが進むように、消費者庁が事業者に周知・普及を行うべきことを追記しております。

(2) ②「遺伝子組換えでない」の表示の方法につきまして、こちらも整理の方向性の

ところを少し修正させていただいております。まず、「意図せざる混入」の許容率5%を維持する理由としまして、「諸般の事情」という用語を使っておりましたが、事業者側の事情として「原材料の安定的な調達が困難となる可能性」という具体的な記述に修正しております。

また、「遺伝子組換えでない」表示の条件につきまして、これまで「0%（検出限界以下）」という表現を用いておりましたが、こちらを「不検出」という記述に変更しております。これは、前回座長からも御説明いただきましたけれども、社会的に見て0%であるということ想定しての記述になりますので、それが伝わりやすくなるように、文言を修正したというものです。また、新たな公定検査法の確立に当たっての留意点について、明記をさせていただいております。こちらは前回の検討会で事務局から説明をさせていただいた内容と同じになります。

(3)の普及・啓発の部分になりますけれども、最後の段落でございますが、普及・啓発を行う主体、その内容を具体的に記述しております。

13ページ目、「5. おわりに」でございますが、最後の段落を何点か修正しております。まず、諸外国の表示制度の情報収集を行うことを追記しております。また、消費者庁が本報告書に沿って消費者が選択できる制度を構築し、制度の周知・普及をきちんと行って、新たな制度が円滑に施行できるように万全を期すべきことを追記しております。

さらに、14ページ以下で、検討会の検討経緯ですとか、平成28年度の調査事業の紹介、さらに、最終のページには委員名簿をつけ足しております。

参考資料のほうですけれども、先ほど座長から御紹介がありましたように、少し想定例をふやして、今回提出させていただいております。5%の分別生産流通管理をした場合の表示例としまして、現在想定されているもの、(1)につきましては下3つ、(2)につきましては下2つを新たに追加しております。いずれも遺伝子組換えのものがまざらないように適切に管理をしているということをあらわせるものとして事務局で考えた例になっておりますので、参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○湯川座長 どうもありがとうございました。

論点4の「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件については、いろいろ意見が分かれていたところですが、しかしながら、遺伝子組換えの表示が消費者の選択のための表示であるということから考えましても、また、誤認を招くものであってはなりませんので、検討会としては「遺伝子組換えでない」という表示が認められる条件は、社会的に見て0%として制度設計をすべきと、こういう方向性を示したいと考えております。

今回の報告書案では、前回「0%（検出限界以下）」という表現でしたが、「0%」という数字が出ることによる誤解もあろうかということで、「不検出」という言葉にかえております。これは素案の場合と意図は同じです。

新たに策定する公定検査法については、近藤委員からこれまで御説明をいただいたよう

に、誰が分析を行ってもほぼ陽性反応が出る。そういった検出限界ラインを判定根拠に置くことになるだろうと考えておりますので、学術的といいますか、数学的な「0」を連想する原案より、この表現のほうが適切ではないかと考えまして、修正を行いました。

こういった点も含めて、修正した部分について、皆様から追加で御意見をいただければと思います。どなたからでも御意見をいただければと思います。

今村委員、お願いします。

○今村委員 全体、どこでもよろしいということであれば、きょう、資料を提出させていただきますので、提出資料について御説明をさせていただきたいと思います。

今、「0%（検出限界以下）」を「不検出」にかえているということで、私は基本的にはそのほうがいいと思うのですが、この委員会で「遺伝子組換えでない」という表示を決めようとしていますけれども、決めようとしている未来はどういう選択肢があるのかということをもう一度委員の皆様にご認識してもらいたいと思ひまして、この資料をつくりました。資料は0%基準ということで書いていますけれども、「不検出」でも基本的には同じことだと思ひますので、そう考えて読んでいただければと思います。

まず、いろいろな議論がありましたけれども、大豆やとうもろこし以外の、ほかの遺伝子組換えについては、それほど混乱なく動くのではないかと思ひますが、私はとうもろこしに関しては、問題が残っていると思ひます。ですから、とうもろこしを想定して、この5%、0%ということで場合分けをして考えてみました。ここに値段が出てくるのですけれども、これはあくまで極端な例で書いていますので、そうなるだろうということではありません。イメージしやすいように書いていただけで、必ずこうなるということではないのですが、そうなった場合分けにこんなことが起こるのではないですかという説明のためにつくっています。

パターンは大きく1パターンと2パターンに分かれていまして、一つは、0%基準を厳格化した場合。極端に言えば、1回でも検知で見つかったらもうだめですというように考えていく。そう考えたら、この「遺伝子組換えでない」という表示は事実上、世の中には出回らないと考えます。すると、今までの「不分別」とIPハンドリングが終わったものに対して「防止」といった、この表示がそのまま残る。これの問題点としては「組換えでない」という表示が事実上、日本からなくなるということに対して、本当にそれでよろしいでしょうかということが、この点でぜひ御確認いただきたい点だと思ひます。

そして、今度は厳格化しなかった場合というのがパターン2です。例えば国内産のものは入っているはずがないから、いいですといった場合には、これは最終的に第2のIPができると考えていまして、すると、もともとIPハンドリングをした場合に2割ぐらい上がると考えると、この組換えでないものについては、非常にプレミアムなものになる。3倍から5倍程度に上がってもおかしくないと考えます。すると、もともとの「不分別」のものを使ったときに100円だったとして、IPハンドリングだったものが120円、それに対してプレミアムなものが300~500円というような状況、これを今、想定しておられるのではない

かと思えます。

この先に、もう少し違う未来が選択肢として存在するのではないかということも前の委員会でも御説明させていただいたのですけれども、それがパターン2-①とパターン2-②なのですが、まず、2-②から説明させていただきますと、この「組換えでない」ものを実際に市場で流通している量を考えると、非常に少ない。非常に少ないものを人気が出て取り合うことになると、物すごく高くなるだろう。「組換えでない」ものが1,000円ぐらいになったとして、今のIPが120円ぐらいと、こういう未来になるだろう。この場合は、このパターン1と基本的には変わらない状況が発生すると思うのですけれども、パターン2-①が想定と変わってくるのではないか。それほど人気が上がらなかった、もしくはそれほど売れなかったというときには、余り値段が上がらないということになるだろう。その余り値段が変わらなかったら、今までのIPハンドリングと言われていたものが余り売れなくなるだろう。すると、このときに「不分別」という表示でもういいのではないかと事業者の皆さんが判断した場合に、このIPハンドリングでないと表示できるプレミアムなもの「不分別」というようになってしまうのではないかと危惧します。これが私はリスクだと思います。

今、IPハンドリングで5%以下にして入ってくるともろこしというのは、米国が主流ですけれども、作付の段階からかなり努力していただいて、日本に入ってくる食用の遺伝子組換えとうもろこしの総量を最低限に抑える制度だと思うのです。ですから、その総量を最低限に抑える制度が飛んでしまう可能性があるのかなというのを危惧しています。必ずこのようになるとは思ってはいませんが、このリスクを冒そうとしていて、まず、それを分けるのは、今回「不検出」という表現になりましたけれども、「不検出」のレベルによる。本当にパターン1のほうを目指すような「不検出」にするのですか、それとも、パターン2は許すのですかということで大きく分かりますし、パターン2の緩和というか、多少出ても構いませんといったときにどれぐらい緩和するかで未来が分かれてくるのです。

例えば国内産ならば構いませんといったときにも、結局あれは種の段階から入ってきますので、国内産の種でつくったものでないとだめだというような管理が必要になってきて、それで最後まで国内産で通すようなIPでないとだめだということになるので、そういうものになっていくだろうと。また、海外でも作付していないという国があったとしても、本当に種の段階から変わっていないという話が必要になってくるはずで、そういうものができる想定になっていくのではないかと。そうなっていくと、制度がどのようにできるかというのが不透明なので、どの選択肢に落ちていくのかが見えないのではないかと。最終的にはわかりにくくなるであろう5%以下の表示を、消費者の皆さんがこの値段で買うかということに尽きまして、余り買わなくなると、この制度はなくなってしまうということも危惧いたしております。

そういう問題提起として、ぜひ皆さんに、この状況を確認していただきたかったことと、これは一定の割合でかけになりますので、このかけをするのですかということをもう一度

御確認いただければと思って、資料をつくりました。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

図を使って、これまで今村委員が心配されていたことを丁寧に説明していただきました。まずはこの点について議論を進めていこうかと思いますが、この点につきまして、ほかの委員の方々、御意見いかがでしょうか。

澤木委員、いかがですか。

○澤木委員 ちょっと後で。

○湯川座長 わかりました。

武石委員、どうでしょうか。

○武石委員 この検討会の取りまとめとして、報告書を最終的に確認させていただきましたが、これに関連して、特に議論になったこの「組換えでない」新しい制度についての御提案ということで勉強させていただきました。

この検討会につきましては、業界の中でも何回か意見交換してきておりまして、実務を担当している業界のベースで見ると、例えばとうもろこしについて言うと、現状デントコーンはほぼ輸入して加工原料として大量に使っておりますが、スイートコーンは缶詰で一部使っておりますが、原料としてはほぼデントコーンが多いということを考えると、とうもろこしについては、輸入のチェックが厳しくなると、基本的にはなかなかこの「不検出」の制度について、外国産のとうもろこしを使うのは難しいかなと。国産もほぼデントコーンをつくっておりますので、そういった意味からすると、とうもろこしについては、この制度を使って、相当プレミアムであれば別ですけれども、プレミアムな商品以外は一般的には流通しないのではないかと、リスクが多くて使えないなというのが実感でございます。

一方、大豆については、一定の加工向けの国産の生産がありますので、逆に大豆については国産のニーズが高まって、大豆の価格が高騰して、中小事業者の方が大豆を手当てしにくくなるといったことが懸念されるといったことが、新しい「不検出」についての実感といったところでございまして、いずれにしても、現在のIPハンドリングと違うような仕組みというのも場合によっては必要になってきますので、そういった点も含めて、実態に及ぼす影響みたいなものを、できれば報告書に一言、二言、もう少し書き込んでいただくと、今村先生の御懸念なども盛り込まれていいのかなと思っております。

例えば、具体的に言いますと、12ページの取りまとめ、今回いろいろ勘案していただいて、3行目のところに「食品の製造・流通・消費の現場で混乱が生じないように」と、これは恐らくそこら辺も想定していただいて、このような文言を盛り込んでいただいたと思っておりますが、もう少し明確にする意味で、「新たな表示制度による食品が既存の遺伝子組換え食品の生産・流通・消費に与える影響も考慮し」といったことを盛り込んでいただくと、次の食品表示部会などの議論のときにも、そういった視点も少し考慮されると

いうことでいいのかなということ、そこについて、今村先生の懸念も引き取って、若干修正したらどうかと御提案したいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

メモをとれなかったので、もう一度ゆっくり言っていただけますでしょうか。

○武石委員 12ページの上から3行目のところで、「食品の製造・流通・消費」の前に、「新たな表示制度による食品が既存の遺伝子組換え食品の生産・流通・消費に与える影響も考慮し」ということを入れて、その場合、重複しますので、後の「製造・流通・消費」は消したほうがいいと思いますけれども、そういった一文を追加してはどうかということです。

○湯川座長 これは提案ということで、これも含めて検討をこれからさせていただきたいと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

松岡委員、お願いします。

○松岡委員 ほかのところでもよろしいのですか。今の今村委員のお話のところ。

○湯川座長 できれば、今村委員、武石委員の御提案のお話で。

○松岡委員 わかりました。

私は前日も申し上げましたけれども、12ページの(3)のところで、5%以下で遺伝子組換えにならないものですね。IPハンドリングされたものの周知というのを、それが今の状態と変わらないということの周知を努力するというので、今村委員の御心配のような事態にならないようになるのではないかと。それは甘いのかもかもしれませんけれども、そう思っております。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

神林委員、お願いします。

○神林委員 非常にわかりやすい表ですね。この表からもわかるように、現状の制度から、5%の部分は制度上は何も変わらないわけです。要は、同じ商品なのだけれども、これまでは表示が「遺伝子組換えでない」と書けたのに、今度は書けなくなる商品が出てくるということであり、事業者の努力であるとかコストというのも今と何も変わらないということになると思います。

そうすると、この絵で言うと緑とピンクの欄を、今まで消費者の方は「遺伝子組換えでない」という表示でもって買っていたということですね。それが今度は、ピンクは「遺伝子組換えでない」と書いて、0~5%の緑の欄は違う表示の形で商品が流れるということなので、消費者はこの5%以下のものを今までどおり購入するかどうか、消費者の行動がどういう動き方をするのか注視する必要があると思います。

ですから、制度上は何も変わらない、ですけれども、表現の仕方だけは変わるという中

で、消費者も事業者にも常に確認をしていく、あるいは監視をしていくという姿勢で、商品を見つめ直すということが必要だと思います。事業者も消費者が求めているものを確実に届けなければいけないということが使命ですから、豆腐にしてもそうですし、納豆にしてもそうです。先ほど大豆ととうもろこしは若干違うというお話がありましたけれども、例えばビールなどもそうだと思うのですが、あれもコーンとスターチをかなり使っています。そういった部分において、今までと全く変わらない仕組みの中で、IPハンドリングをきちんと実施して、消費者が求めているものを確実に流していく姿勢をくずさないことが重要です。

また、消費者・事業者に加えて消費者庁も仕組みは変わらないけれども、表示だけは変わるということをしっかり啓発していくことが、今回の制度変更ががうまく回って行くことになるのかと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

立川委員、お願いします。

○立川委員 この今村委員の提出された資料、今、拝見させていただきました。すごくわかりやすく整理していただいているなと感じました。恐らく今回の大きな論点としては、このパターン1なのか、2なのかというところで、どのような形で定性分析なり、「不検出」というものを担保するか、あるいはルール化するかということになると思います。この部分に関しては、今後いろいろ技術的な問題もあるでしょうから、近藤委員を含めて検討されていくことになるのではないかと思います。

一点気がついた点としましては、パターン2の場合に、「例」として、なお書きで書かれていらっしゃるのですが、国内産のものや組換え未作付国のものは「組換えでない」としてもよいということ書かれています。このようにされた場合は、社会的な検証だけで表示できるという意味で書かれておられるのか疑問に思いました。基本的には「不検出」ということですので、科学的な検証と社会的な検証、両方で「不検出」というものが担保されるべきなので、ここがもし社会的検証だけでいいですよということになりますと、これまでの制度全体の位置づけからいっても性格が変わってきてしまうのかなと思いました。以上、質問です。

○湯川座長 今村委員、お願いします。

○今村委員 検査の精度の話と、社会的検証の間の部分が存在すると思うのです。検査の精度というのは、検知の能力そのものに合わせてつくるものなのですけれども、例えば最終製品を拾って1個でも見つかったらだめですと考えるのか、10個拾って、違うところから買って、10個とも出たらだめですよとするのかで、全然厳しさが違うのです。これはだんだんまざってくるものだと思うので、何回やっても1検体に対して出るという話であると、恐らくすごく厳格なものになるのです。それに対して、市場で買った10個のものから10個とも出たらだめですよとしたら、物すごく緩くなると思うのです。これは検査の精度

というよりは、社会的にどれだけ容認するかという部分になるので、科学的に分けるとい
う話でもなくなってくるので、そこがこの制度の分かれ道になるだろうと思って、パター
ン分けしています。

○湯川座長 立川委員、お願いします。

○立川委員 そういうことでしたら、要するに「不検出」の場合の検査プロトコルをどう
するかということになりますね。そのプロトコルを検討するのがこの場なのか、あるいは
もう少し違う場なのかというのは、私は判断がつかないのですけれども。

○湯川座長 この委員会では、新たな表示制度の方向性を議論するという位置づけになっ
ていまして、検査の例えばサンプリングをどうし、どういった検査方法でどの水準が幾つ
出たときにどう判定するのかということについては、それはまた別の検討の場で行うとい
う考え方です。よろしいでしょうか。

今村委員、お願いします。

○今村委員 今、委員の先生方に正確に理解していただいているので、非常にありがたい
と思います。武石委員からの最初の御説明があったように、基本的にはとうもろこしでは
「遺伝子組換えでない」というのは海外から見たときに難しいという話になると、その前
提でいくと「組換えでない」という表現が事実上なくなるということですので、「組換え
でない」を禁止するのと変わらないと思いますから、それでよろしいのですかということ
が一つです。

それに対して、パターン2というのは基準を緩くするということもありますけれども、
消費者の皆さんが「組換えでない」というものをどれだけ欲しいと思うかというのが物す
ごく大きくて、幾ら高くても「組換えでない」というものを買いますよということになると、
市場は動くと思うのです。市場が動くと、今、想定していなかった普通は起こらない
だろうということが起こってくる可能性があって、そのことを認識していただいて、この
制度をつくっていく必要があると思うのです。

ですから、すごくプレミアムなものを消費者の皆さんが欲しいと思うかということと、
今まで買っていたものが少しややこしい表現になってわかりにくくなるので、わかりにく
くなるものに対して、わかりやすいものにどれだけ人気が出るかという比較のしようのない
状況が発生するので、私はこれはかけになりますねというお話をしているので、このか
けをするということを各委員の先生方にもう一度確認をして、制度設計を進めてもらうの
かなと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

そのほかの委員の方々、先ほど夏目委員、手を挙げかけておられましたけれども、お願
いします。

○夏目委員 私は神林委員の御意見と重なる部分が多いのですけれども、今回の検討会で
行われてきて、消費者にとりまして、この検討会の目的というところでもって、先ほど御
説明もありましたとおり、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保を実現す

るためのものであるというような、そういう大きな目的のもとで検討会が開催されてきたのですけれども、結果としては神林委員がおっしゃったように、現状の制度がほとんど変わらなかった。つまり、品目の拡大も実りませんし、「意図せざる混入」率5%も変わりませんし、わかりにくかった「不分別」という表示もそのまま残っております。唯一変わったところが、今村委員がお示しされたピンクの部分だけでございますね。こういう結果になったわけです。

「遺伝子組換えでない」という表示が消えてしまうかもしれない、そういう商品がなくなるかもしれないということに対する御懸念はあるかと思っておりますけれども、消費者行動がどうなるかというのは可能性の話なので、実際のところは動いてみないとわからないと思います。最初の制度ができたときにも、事業者が「不分別」という表示を使うようになったということも想定していなかったわけですので、新しい制度として、この分類になったときにどのように消費者が動くかというの、やってみないとわからないだろうと思います。もしかしたら、どんなに高くてもプレミアム、全く遺伝子組換えが混入されていないものを欲しいという消費者はいるでしょうし、そうではなくて、今までのように今までの「遺伝子組換えでない」という表示の商品を引き続き求めていく。ここが多分、多いのだろうと思いますけれども、これも推測の域ですから、わかりませんが、そういう形になるかと思っております。

ですから、緑の「遺伝子組換え混入を防止等」という今後の部分ですね。0~5%の間のところを事業者がどれだけ消費者に訴えることができる表示をするかということにもかかわっているのではないかと思います。事業者がこれだけ努力をして、0~5%の間で遺伝子組換えが極力まざらないようなIPハンドリングをしているのだということが事業者から消費者に伝わるような表現であれば、消費者もそこのところを納得して購入していただくだろうと私は考えております。

消費者が買うか否かということも大きな判断材料ですけれども、と同時に、事業者が消費者にどれだけ情報を提供できるかということにもかかわっているのだろうと私は考えております。ですから、事業者により情報開示をしていただくよう求めていきたいと思っておりますし、消費者もきちんと事業者の姿勢を見るべきだと思います。

以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございます。

この点につきまして、ほかの方々、いかがでしょうか。

澤木委員、お願いします。

○澤木委員 緑のところとピンクのところ、今までは「でない」表示だったのですけれども、今回、緑のところをいかに皆様、消費者の方に、表示の方法が変更しただけで中身は一緒なのですよというところを誤解を招かないように徹底した啓発をして、「でない」と書いていなくても今までと一緒なのだということがわかれば、消費者の方もそこを判断するのではないかと思います。

また、意識調査でも、3割の方が認知をしていますけれども、ほか7割の方は余り認知をされていないということで、本来は表示をきちんと見て購入をしていただきたいところではあります。ですから、「でない」表示が、とうもろこしに関しては特に目にしなくなる可能性はありますが、それほど消費者の方は買わなくなるということはないのではないかと。緑の部分でも気にしないで買う人もいるのではないかとこのところがありまして、本当にとりたくない人にとっては「でない」表示を選んで購入することができると思います。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

近藤委員、いかがでしょうか。

○近藤委員 この今村先生の整理していただいたものは非常にわかりやすく、御懸念は当然かと思うのですけれども、今回の検討会の中での整理の方向として、最初は5%を下げようという検討をしていて、それは技術的に下げるのは難しいということになって、一方、入っていないものは入っていないという正しい選択のための表示制度にするということで、やむを得ずできた0%基準だと思うのです。これが厳格かどうかというのは、これから検査法をつくる段階で、どれぐらい厳格か、あるいは緩和かということはやってみないとわからないところではありますけれども、現状として想像するに、とうもろこしにおいては出ないという表示ができるものは余りないのかなということは、私自身も認識しております。

ただ、それは正しい表示にするためにはやむを得ないと思いますし、一方で、とうもろこしの場合はデント種ですので、ほとんど加工品で、加工品の製品でどこまで「でない」というものを求める消費者がいるかということ、私はそんなにいないのではないかとも思う。実際に大手のコストコみたいなスーパーに行くと、別に「不分別」と書いたコーンスナックとか、若い人が普通に買っていくので、一部の人を除いてそんなに抵抗はないのではないかと思います。ですから、とうもろこしが「でない」という表示がなくなったとしても、別に消費者の動向として、大きな変化はないのではないかと想像します。

逆に、少しは入っていますよという緑のところの表示ができたときに、私の希望なのですけれども、消費者の理解が、受容がこれを機会に進んでいけばということを期待しているところがあって、こういう制度に落ちつくのはやむを得ないけれども、こういう制度でやらざるを得ないのかなという意見です。

○湯川座長 ありがとうございます。

一回り、皆さんの御意見をお伺いしたのですけれども、さらに何かつけ加えてという方がおられましたら、お願いします。

今村委員、よろしいですか。

○今村委員 こういう状況だということを各委員の先生に理解していただいて、今、近藤委員がおっしゃったとおり、議論の流れとしてこうなるのは理解しているのですけれども、

最後にこういうリスクを背負って進めていくということを理解していただければ、私は一人だけ戦おうとは思いませんので。

○湯川座長 戦いの場ではありませんので、よりよい方向を見出していこうという場ですので。

ほか、いかがでしょうか。

澤木委員、お願いします。

○澤木委員 追加で、恐らく「でない」表示が見えなくなることによって、消費者からの事業者への問い合わせが増えるのではないかと考えられますので、きちんとした情報提供をお願いしたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

この議論につきましては「遺伝子組換えでない」と言いながら5%まで入っている可能性があるという点について、消費者の委員の方々から、あるいは、ヒアリング対象の方々からそういった意見が出たということから議論が始まったと承知しております。その結果として、これまで0~5%で大きくりにしていたものをさらに細分化し、消費者の「遺伝子組換えでない」という言葉から受けるイメージと実態を合わせていこうという趣旨で検討してきたと思っております。そういう意味では、消費者の情報提供に対する要望にも応える形になっているのではないかと思います。

その一方で、これまでのIPハンドリングを行ってきた事業者側の努力、あるいはシステムが崩壊するということになっても困るという懸念ですね。これももつともですので、こういった御意見、懸念に応える意味で、先ほど武石委員から御提案のあった文言を報告書に加えてはどうかと思っております。

正確な文章はいかがでしたか。12ページの3行目「なお、引下げに当たっては、新たな表示制度による食品が既存の遺伝子組換え食品の生産・流通・消費に与える影響も考慮し」、「製造・流通・消費」は前のほうへ回しましたから、「現場で混乱が生じないように」とつなげるということでしたね。そういった形で、今村委員、武石委員の御懸念の趣旨を含めるということでいかがでしょうか。

ありがとうございます。では、そのように修正することとします。文章については、事務的にもう少し整理していきたいと思っております。

この議論でかなりお時間を頂戴しましたけれども、そのほかの部分について、御意見いかがでしょうか。

先ほど、松岡委員、そのほかの部分というお話がありましたので、お願いします。

松岡委員、お願いします。

○松岡委員 報告書がここまでまとまった段階で余り修正をお願いしたくはないのですが、背景としてちょっと検討していただきたいのは、9ページに整理の方向性というのがあるのですが、具体的な文言というよりも、状況として私がこの検討会で理解しまし

たのは、科学的検証においても、社会的検証においても、今後非常に難しい問題がたくさんあると、推移として出てくるだろうとっております。

社会的検証にしましても、輸入相手先の国がどんどんふえていきますし、国際競争力の問題もあって輸入国をどこにするかというのは変わっていくとしますので、IPハンドリングは非常に難しい状況は出てくるように思います。また、科学的検証もこの遺伝子組換えの技術がどんどん進むと、どこまで本当に対応できるのかというところに多少懸念を持ちますので、この辺のところを見据えて、この報告書は今の時点で書かれているわけですが、将来のことを考えますと、そんなにこれが固定化したものではないというようにここに入れられれば入れてほしい。9ページの整理の方向性のところに入れていただきたいと思います。そのことによって、また義務表示の対象というのも変わってくる可能性があると思います。

それから、そういうものを受けまして、13ページの最後ですけれども「必要に応じて制度の見直しを行う」というのが最後のまとめになっていますので、このことをもう少し具体的に「施行後3年」というような数字を入れていただきたい。必要に応じてなどと言っていると、また17年たってしまうというようなことにならないように、私としては3年後ぐらいで、こういう社会情勢だとか、科学的な検証の対応とか、今村委員が御心配になったような商品の動きとか、そういうものも踏まえて見直しを行っていただくように、ここに数字を入れていただきたいなと思います。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

9ページにも、その制度の見直しという趣旨を含めるというお話でしょうか。ただ、13ページの「5. おわりに」の最後で、全体を受ける形で「必要に応じて制度の見直しを行う」というものが入っていますので、それぞれの部分で、これについて見直しを行うというのを一つ一つつけていくかどうかということになるのかなと思うのですけれども。

○松岡委員 私としましては、今ごろ言っているわけですから、13ページの最後のところの「必要に応じて」をもうちょっと具体的に、近い将来の数字を入れていただきたいとお願いするところで、個々の検証のことにつきましては、現時点でこれは書いているので、もし書いていただければ1行でも入れていただきたいと思いますが、13ページで結構です。

○湯川座長 わかりました。

私としては「必要に応じて制度の見直しを行う」という13ページの表現、これは全般にかかっていますので、これで見直しを行うという考えは出ていると考えております。

「施行後3年」という具体的な数字を入れるかどうかですけれども、これはほかに委員の方の意見を聞きたいと思うのですが、いかがでしょうか。あるいは事務局から何か事務的にお考えがあれば、お願いします。

○赤崎課長 それでは、事務局から、この報告書の内容に沿って対応する場合の考え方についてお話をさせていただきたいと思います。

13ページの「5. おわりに」の最後のところでございます。これは前回の委員の皆様の御議論を踏まえて、この新たな表示制度の施行後に、まずモニタリング調査を行う。これは恐らく制度が施行された後、今どういう取り組み状況になっているか、どういう表示がなされているかのほかに、その表示について消費者はどういう受けとめをしているのか、そういうことも含めた調査を確実に定期的に行うものと考えています。どういう形でこのモニタリング調査を行うかは、今後消費者庁で関係の方の御意見を聞いて決めていくことになると思っています。

その上で「必要に応じて制度の見直しを行う」とついています。モニタリングを行った結果、見直すところがあれば、これを見直してよりよくしていくのは当然のことと思いますが、モニタリング調査を行った結果、とりあえず制度としては順調に運営されているとなれば、制度の見直しそのものはその限りでは必要ないのかなと思っています。

まずはモニタリング調査をしっかりと行う。これは3年後とか、そういうものではなくて、定期的に行っていくのが基本であり、そういうことで今後具体の中身を考えていきたいと思っていますが、まず、その結果を見てみないと、この制度の見直しを行う必要性があるかどうか、確定的なことは言えないのかなと思っています。その意味で「必要に応じて」という言葉がついていると思っています。そういうやり方、具体的には、まず何らかの形でモニタリング調査を行う。その状況を見た上で、制度を所管する消費者庁としては、制度の見直しを考えていくことになると思っています。

○湯川座長 松岡委員、お願いします。

○松岡委員 今のお話に対してですけれども、必要かどうかという判断は、情報も含めまして、消費者庁だけに存在して、オープンな形でいろいろな分野の人の意見が必要なのか必要でないのかというのは、このモニタリング調査に対していろいろな見方が出てくると思うので、私は今回のように10回などということは必要ないかもしれませんが、必要かどうかという検討の場は公にさせていただきたいと思っております。

○湯川座長 夏目委員、お願いします。

○夏目委員 「必要に応じて」というのはとても便利な言葉だなと、正直思うところでございます。モニタリング調査を適宜行うというのは当然のことかと思ひまして、その結果、制度の見直しまでにつながるかどうかというところを検討する場があって、今、松岡委員がおっしゃいましたけれども、そういう場がないと制度の見直しにはつながっていかないだろうと思います。制度ができて15年たって、やっと検討会が始まって、今、17年目になっていますけれども、モニタリング調査だけですと、制度の見直しへの道筋は非常にハードルが高いと思います。

特に今回消費者側が希望した意見はほとんど通らなかったわけですから、消費者は非常に今回の検討会について納得していないという現状がございます。ですから、新しい制度になって、モニタリング調査をして、その結果として消費者がどう動くのか、また、事業者がどう動いていくのかというのはきっちり把握した上で、本当にこの制度が今のまま、

新しく一部変わりますけれども、それだけでいいのかというところを検討すべきだろうと思うわけでございます。

いつまでも消費者は表示の拡大と「意図せざる混入」率の引き下げというものを求めていく事実があるということをお忘れいただきたくないという意味で、「必要に応じて」ではなくて、余り遠くない時期に制度の見直しも検討しますぐらいの表現は入れてほしいというのが、消費者側意見として申し上げたいと思います。ここで文章を訂正するかどうかは事務局の御判断になるかと思っておりますけれども、以上です。

○湯川座長 わかりました。

この点について、ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

神林委員、お願いします。

○神林委員 新たな表示制度の施行というのは、大体いつごろを想定されているのでしょうか。

○赤崎課長 今の御質問でございます。まだ具体的な時期は確たることを申し上げることはできません。この点は、前回、武石委員から御発言がありましたけれども、まず速やかに施行をし、経過期間を置くというこれまでのやり方について、もしそういうやり方を今回しますと、いわゆる「でない」表示について、今は最大5%までの混入が認められていますが、新しいルールでは「不検出」となって、同じ「遺伝子組換えでない」という表示の意味合いが、旧来のルール、現行のルールと新しいルールで変わってきます。そのところで、その表示を見た消費者が混乱をしないようにすべきという御意見をいただいておりますので、直ちにこの施行をし、新しいルールと古いルールの併存状態というこれまでのやり方でやるのか、まず今回の制度改正の趣旨をよく消費者に御理解いただいた上で実際に施行するのか。まさにそういう問題提起をいただいておりますから、それも含めて今後消費者庁で考えていきたいと思っております。

○湯川座長 ということで、よろしいでしょうか。

○神林委員 その日付というか、大体の目安がないと、「必要に応じて」のところに「3年」を入れる方がいいのかどうかという話にもなるなど、そのように聞いていたものですから、以上です。

○湯川座長 武石委員、立川委員、いかがですか。

○立川委員 今の松岡委員、夏目委員の御意見に鑑みますと、このモニタリングする対象が運用実態ということになっているのですが、この中に含まれるのかもしれませんが、関係事業者の評価なども入れていただくといいのかなと。ですから「運用実態及び関係事業者の評価に関するモニタリング調査」を適宜行い、その結果を勘案していくという形がいいかなと思われました。

○湯川座長 もう一度確認ですけれども、「表示制度の運用実態に関する・・・」。

○立川委員 「運用実態及び関係事業者の評価に関するモニタリング調査」。

○湯川座長 「運用実態及び関係事業者による評価及びモニタリング調査」、「消費者」

という言葉もどこかに入れたほうがいいのかという気はしますね。

○立川委員 そうですね。ですから、ビジネスのレベルでどのように運用されているのかとともに、それぞれに関係するステークホルダーがどのようにその事態を見ているのか、評価しているのかということもあわせて把握しておく必要があるだろうということです。

○湯川座長 モニタリングの内容をもう少し詳しくするという趣旨ですね。

○立川委員 そうですね。

○湯川座長 武石委員、いかがでしょうか。

○武石委員 先ほど赤崎課長がおっしゃったように、今回の制度は、同じ表示で意味するところが違うということの制度のたてつけになるところは、事業者にとっても消費者にとってもわかりにくいということですので、まずはそれがどう事業者なり消費者に伝わるかということを確認した上で中身を検討していくという意味では、あらかじめ何年と区切って書き込むと、余り現実的ではないのかなと感じております。

○湯川座長 この点について、ほかの方、いかがでしょうか。

私も座長としても、例えば「施行後3年」というように期間を区切るというのは、準備が整わないにもかかわらず、また検討を始めるということになりかねないというおそれもあります。先ほど立川委員からお話があったような、どういった手順を行って、「必要に応じて」というのはなかなか外せない言葉かなと思うのです。ただ、この文章の書き方を見ますと「その結果を踏まえた上で」という一文があって、ここでより慎重さを強調していますので、夏目委員のお考えを踏まえれば「その結果を踏まえた上で」というのは外してもいいのかなと。「検討を行って、必要に応じ」とストレートに結ぶ書き方でいかがかなと思います。そういったところでどうでしょうか。

ありがとうございます。文章を後ほど立川委員、あるいは私からも、消費者の理解といった点もモニタリングすることに加えてはどうかということを申し上げましたので、文章を後ほど整理していきたいと思っておりますけれども、そういう方向でここは修正していきたいと思っております。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

松岡委員、お願いします。

○松岡委員 私が一番最後のところの話をしてしまいましたので、皆さん、発言しにくくなっているのかもしれない。済みません。

参考資料のほうで配付していただきました、任意で事実即した表示をする際の表示例というものがありませんけれども、そのことをお願いしたいと思います。

一つは、任意でということになっているので言わずもがなかもしれませんが、任意で表示する場合は記載しなくてもよいということをご記入ください。表示をしなくてもいいのだということですね。

それから、いろいろな方に御意見を聞いて、いい表記がないかと思ってお聞きしましたがけれども、(2)のところの最後、一括して表示する場合、ここに挙げられたのは消費者

にとっては意味することが非常に難しいと思いました。(1)の場合は、もうちょっと各事業者さんが説明を加えていく余裕がありますので、わかりやすくなるかもしれませんが、一括表示の場合はできるだけ短い言葉を皆さん考えられると思うので、難しくなるのではないかとということを懸念しております。

1つだけ、私はこれがいかなと思ったのは、例えば「遺伝子組換え原材料の混入5%以下」ということで「5%」という言葉を入れてはどうかという御意見がありました。そうすると、すごく事実がわかりやすくなるのではないかと。それから、またいろいろな消費者庁さんたちの広報活動によって「5%以下」という意味もわかるようになるのではないかと思いますので、これも一つ提案として入れていただければありがたいと思います。

以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

そういった数字を書かせるようにしてはどうかという御提案かと思えますけれども、この点については、御意見はいかがでしょうか。数字が出てくるということになりますと、近藤委員のお考えもお伺いしておきたいとは思うのですけれども。

○近藤委員 数字を書くのはわかりやすいとは思うのですけれども、そうすると、出ないというところは100と書けるかということ、書けないですね。数字は入れたほうがわかりやすいという点ではわかりやすいと思うし、もし「5%以下」という表示を書くのだったら、むしろ私は「95%以上」と書いたほうが印象がいいような気もいたしますけれども。

○湯川座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

澤木委員、お願いします。

○澤木委員 私も前回述べたのですが、やはり「5%以下です」というところがきちんと書いてあるのが、一番消費者にとってはわかりやすいのだと思います。今、近藤委員がおっしゃったように「95%」という書き方もまた消費者にとっては、95%は遺伝子組換えではないのだということが理解できるという意味では、それはそれでまたいい方法だとは思いますが。

○湯川座長 そのほか、いかがでしょうか。

数字を入れることについては、なかなか私自身は難しい点があるのかなと思っております。それを禁止することはできないと思うのです。もちろん、ここは表示例ですので、例えばこのような表示ということで、5%以内で管理しているということを書いていくということも制度上はできるのですが、食品表示基準として5%以内、5%以下で管理していますということを義務として書かせるかどうかということについては、それ以外の数字で管理している業者がいる可能性もある。あるいは、変動のリスクを考えて管理をしなければならぬ場合があるということも考えると、余り数字は食品表示基準としては出さないほうがいいのかかと。

したがいまして、ここの例示についても、そういった数字を入れた例を出していくと、これは食品表示基準として数字を書けということを強く求めていることになりますので、そこら辺は書ける人は書いてもいい、書ける業者は書いてもいい、けれども、書きたくない、書けない場合もあるのではないかとということで、数字を出すということについては慎重にしたほうがいいのかと私は考えております。余り座長がこのように意見を言ってしまうといけないのかもしれませんが。

武石委員、お願いします。

○武石委員 会員の一部分から質問という形であったのですが、現行で言うと「遺伝子組換えでない」ものを分別みたいな形で、目的語がはっきりしていて、そういったものを管理しているのだという表示で分別管理を表現する場合がありますが、今回の例えば(2)の事例で言うと、そういった目的語に当たるものがほとんど入っていないということで、何を分別管理しているのかというのが消費者にとってわかりにくいのではないかと。仮にそれを入れるとすると、この間の意見ではないですけれども、「遺伝子組換えでない」という言葉自体が入るとストレートにだめということになるのか。それにかわるような、例えば「非遺伝子組換え」とか「遺伝子組換えでない原材料」とか、何かかわる言葉を入れるというのはあり得ないのかなと質問を受けました。

○湯川座長 この点については、食品表示基準にいろいろ例をたくさん盛り込むというのはできないと思いますので、いずれ通知あるいはQ&Aの中で書いてもらうのかなと思っていますが、そのあたり、事務局としては何か方針なりお考えはありますでしょうか。

○赤崎課長 今の点でございます。基本的にこの表示例として想定されるものは、今後消費者庁として制度の普及・推進を図っていくときに、いろいろな現場の声も聞きながら、リスト化をしていきたいと思っています。それについては、基本的には食品表示基準でなくて、例えばQ&Aのようなものでわかりやすく、場合によっては、途中の追加も弾力的にしながら広く周知をしていくことが、今のところ現実的ではないかと考えています。

○湯川座長 そういったところで処理をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

そのほかの点について、いかがでしょうか。

神林委員、お願いします。

○神林委員 この表現は任意でということですが、この表示の変更を成功させる鍵は、これを書くことだと思います。12ページの文章のところも、前回の「妨げない」という言い方から「行うことができるようにする」という、少しポジティブな表現にかえていただいていますし事業者の立場からすれば、IPハンドリングをきちんとやっているのだぞということのみずから表明していく姿勢が大事なのだと思います。

○湯川座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

今村委員、お願いします。

○今村委員　たくさん表示例を出してもらったので選択肢は広がったのですけれども、わかりにくくなることは間違いないと思うので、わかりにくくなるものが前の「組換えでない」と同じだということをうまく説明しない限り、わけのわからない表示が新しく出たということで、ここから皆さんの心が離れていく可能性が高いと思いますので、ぜひその辺は御留意をいただきたいと思います。

○湯川座長　ありがとうございます。

そのほか、この表示例については、いかがでしょうか。

それでは、さらにほかの部分についても御意見を伺っていきたいと思います。どなたからでもお願いします。

もしないようでしたら、文章の修正について、2カ所出たかと思います。手元のメモがあればなのですが、12ページの今村委員、武石委員の御意見を踏まえた修正、この3行目のところですね。それから、13ページ、これは夏目委員あるいは立川委員からの御意見を踏まえた修正です。今、最終的な案文として、こう直すというところまでは説明できないのですが、内容、方向、趣旨については十分承りましたので、私と事務局との間で早急に文章を詰めさせていただいて、できるだけ早く報告としては公表する、ということ、座長一任という形にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。

そのほか、御意見、よろしいでしょうか。

それでは、先ほど申し上げましたとおり、報告書の公表に向けた手続を、もちろんその前に修正ですが、進めさせていただきたいと思います。

昨年4月から10回にわたって開催してきましたこの検討会ですが、何とか本日、年度内で終了となることができました。遺伝子組換え表示につきましては、委員それぞれのお立場からさまざまな建設的な御意見をいただきましたが、最終的に本検討会として合意形成を図るため、委員の皆様、それぞれの立場で歩み寄っていただき、消費者の選択につながる取りまとめに至ることができたと思っております。どうもありがとうございました。

今後、消費者庁のほうでこの報告書を受けとめていただきまして、委員から出た懸念も十分考慮して、具体的な制度設計を進めていただくよう強く要望いたします。

本日、最後の委員会になりますので、最後に委員の皆様から一言ずついただければと思います。

今村委員から順にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○今村委員　大変困難な議論をありがとうございました。事務局の皆様にご心からお礼を申し上げます。

私はこの制度を1回目の17年前に立ち上げたときの関係者として、自分自身が積み残した宿題について皆さんに御議論していただきましたことに、改めて感謝申し上げたいと思います。ただ、そのときの懸念がそのまま残っている状況だったので、私としては何が危険かということに注意喚起することに、随分言葉を荒げて言わせていただきましたけれど

も、これもこの制度そのものをいいものにしたいという心からでございますので、ぜひ今回の改正を踏まえて、今までの問題点を改善できるように持っていただければと思います。

以上です。

○神林委員 どうも1年間ありがとうございました。

拙い意見もたくさん言わせていただいて、本当にお聞き苦しい点もあったと思うのですが、率直な感想を申し上げれば、義務表示の範囲を拡大したいという気持ちがあってそのところが通らなかったのは残念だと思っています。私どもの業務は、消費者目線を大切に、事業者として実際にIPハンドリングをして輸入をしている立場でもありますから、今回のこういった方向性を踏まえて、私どもも消費者の皆様に分自たちのやっていることを正確にお伝えする努力を行っていきたくと思っています。本当にどうもありがとうございました。

○近藤委員 これまで1年間、この検討会でいろいろ意見を言わせていただいたと同時に、かなり検討会の方向に振り回されたということもありました。それは検査法が直にきいてくるということで、我々はかなり振り回されたという印象があったのですが、最終的にいろいろな皆さんの意見を聞いて、各自、消費者、事業者、規制の側も含めて、歩み寄る点を何とか見出されたなど考えておりますので、今後は各事業者等がうまく実行していただければと思っています。ありがとうございます。

○澤木委員 10回の検討会、ありがとうございました。

消費者としての意見を述べさせていただきましたが、自主的かつ合理的な食品選択を実現するためには、遺伝子組換え農産物の生産流通実態に即した表示にすべきだと意見を述べてきました。表示義務の対象が現行よりも少しでも拡大されることを期待したのですが、結果的には拡大されなかったのはとても残念に思います。

義務表示対象外の品目についても、事業者の方々には、ぜひ可能な限りガイドライン等によって、消費者への情報提供に努めていただきたいと要望いたします。また、今後、その表示が拡大するためには、社会的検証の構築が必要であり、そのためには、まずトレーサビリティの制度化が求められるのではないかと思いますので、導入の検討をぜひお願いしたい。

最後に、消費者教育、普及・啓発について、今回「でない」表示の表示方法が変更されるところが最もわかりにくく、消費者の誤解を招くところだと思いますので、その辺りの啓発をよろしくお願いいたします。

○武石委員 1年間、ありがとうございました。

今回、この検討会に参加しまして、数多くの消費者の方からはがきによる御意見、あるいはさまざまな団体の要望書をいただき、改めて消費者の方々がこの遺伝子組換え食品表示について、さまざまな御意見をお持ちだということを感じました。そうした中で、今回の検討会の議論を振り返りますと、当方からは第1回や第5回で意見として出させてい

ただきました現行制度の丁寧な検証、あるいは遺伝子組換え食品の安全性の普及・啓発が重要とする、そういった主張を含め、さまざまな視点で議論していただいたと思っております。ありがとうございました。

ただ、今回の遺伝子組換えも含めて、毎年のように行われる表示制度の頻繁な見直しについては事業者にとっては大きな負担であって、消費者の方々にとっても必要な表示が伝わりにくい状況になるという懸念は残りますので、そうした点については引き続き行政のほうに見直しを求めていきたいと思っております。

以上です。

○立川委員 改めまして、1年間、この表示検討会で議論をさせていただいたことに、また事務局あるいは委員の皆様のご努力に本当に頭が下がる思いです。

私は事業者や消費者団体という立場でなく、研究者という立場でこの難しい議論に参加させていただいたわけなのですが、改めて感じますのは、表示制度というものには唯一の正解というものはないということです。どの国においてもそれぞれの事情に応じて独自の制度が実施されているということです。それぞれの国が抱えている問題はそれぞれ特殊であるということですし、その条件も今後どんどん変わっていくわけです。遺伝子組換え作物の生産状況も変わりますし、検知技術も変わりますし、消費者の認識ですとか産業構造も変わっていきますので、その都度、その時代に応じた最も合意できる制度を見出していくということが重要だと思います。その意味では、社会的な合意をどこに見出していくのかということが、この検討会の中ではなかったかと思えます。

引き続き、定期的にこの制度というものをよりよい方向にさせていただくということが、国民にとっても望ましいことではないかと思えます。

以上です。

○夏目委員 10回の検討会に出席させていただいて、ありがとうございました。

ほかの委員からさまざまな視点があるということも教えていただいた次第でございます。消費者側の委員として、消費者の求める表示拡大等、一生懸命意見として述べさせていただきましたけれども、率直なところ、今回の検討会は事業者の実行可能性に非常に配慮した結果になったと思っております。消費者の選択をする権利、知る権利というところが、もう一つ、両天秤にかけた場合、下がっていたような感じを受けております。

この検討会の開催中に、多くの消費者の方々から応援をいただきまして、一生懸命頑張ってきましたのですけれども、こういう結果になりました。ですけれども、これから新しい制度が動き始めて、モニタリングをし、見直しをしていく方向性が示されていますので、この検討会で全てではない、将来的にこの遺伝子組換えだけではなくて、食料の需給関係は国際的な動向も含めて結構変わっていくと思っておりますので、そういった情報も消費者庁はしっかり集めていただいて、さまざまな場での御検討をお願いしたいと思っております。

1年間、ありがとうございました。

○松岡委員 私は大変恥ずかしい、全くの素人としてスタートしてしまいました。お引き

受けするときには、この遺伝子組換え作物が導入されるときに消費者団体としての運動をいろいろしてきましたので、少しはわかっているつもりだったのですが、17年間という経過をたどりますと、非常に世の中が変わっておりました。そのことの認識が不十分だったなと思って、その上でこの場での発言が、皆様には申しわけなかったなという思いがあります。

先ほど申し上げましたけれども、そのときに思いましたのは、特に科学的検証と社会的検証の進んでいく道筋というのが非常に不確かなものがあると思いますので、ぜひ近い将来というか、3年は難しいのかもしれませんが、できるだけ早い段階でそのことも検討していただきたいと思います。そのことによって本当に品目をどうするかというのが、もうちょっと動くことができるようになると思います。

食品表示という段階は、最後の場だと思うのです。本当はもう少し川上の遺伝子組換えの問題とか、そういうこともどこかで議論を、消費者を入れてしないといけなかったのだろうと思います。これは消費者庁の範囲だけではないかもしれませんが、ぜひ関係省庁では、そういう場もつくっていただきたいと思います。その上での表示をどうするかということになると思います。

今回、本当に残念だったのは、言葉が難しいまま、より難しく残ってしまったということです。「遺伝子組換え」という言葉でさえ、食品表示の中に出てきますと、消費者にとってはすごくわかりにくい言葉なのです。それだけでも難しいのに、「不分別」というのも、もう少し検討していただきたいと思いますが、わかりにくい言葉です。それから、5%以下に書き込まれるのが、非常にまた難しい言葉が書かれてしまうのでは残念です。私の頭の中ではなかなか簡単にわかりやすい文言が浮かびませんで、これもぜひいろいろな方々の知恵を絞って、いい表示例をどんどん出していただければと思います。

いろいろ悔いが残る検討会で、残念でした。ただ、本当に世の中が随分動いているということがよくわかりましたので、この1年間は大変勉強になりました。できる限りの皆さんの御要望を入れ込めたらと思ってきましたので、もうちょっと早い見直しでこの修正をしていただければと思います。

以上です。

○湯川座長 どうもありがとうございます。五十音順で、最後は私です。

本当に皆さん、1年間にわたり、ありがとうございます。さまざまな意見が出る中で、これは果たしてまとめられるのだろうかという心配をする時期もありましたけれども、何とか皆さんに歩み寄っていただきまして、報告をまとめることができました。

また、内容的にも、消費者の関係の委員の方々からは御不満を頂戴しましたけれども、それでも「遺伝子組換えでない」という表示が曖昧だ、わかりにくいというヒアリング、あるいは委員の皆さんの意見に応える形で、消費者への情報提供がより細かくなったという意味では、一歩前進したのかなと思っております。

御指摘がありましたとおり、これで最後で、これでまた17年ということには恐らくなら

ないだろうと思います。技術はどんどん変わっております。私は国際規格も専門としておりますので、実は国際規格の中でIPハンドリングについての関心が、今、高まっております。遺伝子組換えという意味だけではなく、サステナブルあるいはトレーサビリティというような観点から、その製品のキャラクターをいかに保存して消費者にまで届けるかということに関心が集まっております、そういった国際規格案も出ているところです。

我が国が行っております遺伝子組換えのIPハンドリングというのは、そういった世界の動きに先駆けて、もう十数年、大規模な実験の実施をしているというわけで、我が国の経験が、これからの世界のそういったキャラクターをどう保存していくのか。そういう関心の高まりにも応える一つの情報提供になり得るのではないかと考えているところでありませう。本当に1年間、どうもありがとうございました。

それでは、最後になりましたが、消費者庁岡村長官から御挨拶を頂戴したいと思います。お願いします。

○岡村長官 湯川座長を初め、委員の皆様には、これまで大変熱心な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

本日もまたさまざまな御意見、真摯な御議論をそれぞれの委員のお立場からいただき、消費者への正確な情報提供に主眼を置いて御提言をいただきましたことを重く受けとめております。

消費者庁といたしましては、これから、取りまとめていただいた報告書の方針を踏まえた制度設計、遺伝子組換え食品に関する周知・普及活動に力を注いでまいります。委員の皆様におかれましては、何とぞ引き続きの御支援、御指導を賜ればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○湯川座長 ありがとうございました。

それでは、事務局から手続面の連絡をお願いいたします。

○蓮見課長補佐 本検討会の報告書につきましては、先ほど座長からお話をいただきました2点の修正をしまして、委員の皆様に御報告させていただいた上で、消費者庁のウェブサイト公表することとしたいと思っております。

また、報告書の公表にあわせまして、消費者庁主催の報告書説明会を開催したいと考えております。開催日時、場所等、決まりましたら、改めて消費者庁のウェブサイトに公表いたします。よろしくお願いいたします。

○湯川座長 それでは、以上をもちまして、本日の議事は終了とし、第10回検討会、最終の検討会になりますが、閉会させていただきます。

皆様、1年間、どうもありがとうございました。